

洛水中学校区小中一貫教育校施設整備工事設計業務委託に係る公募型プロポーザル

募集要領

1 現状・業務概要

本業務は、地元から洛水中学校の2小学校（横大路小学校、納所小学校）と洛水中学校を一体化した施設一体型小中一貫教育校の整備を求める要望書が提出されたことを受け、洛水中学校敷地に、9学年全ての子どもたちが、共に学ぶことのできる小中一貫教育校を整備するものである。

本事業では、小中一貫教育校として新たに必要となる機能や施設を既存の洛水中学校舎に増築するとともに既存校舎に対して必要な改修を行う。これらの基本設計及び実施設計に係る設計委託業務を行うに当たり、最適な実施体制の確保及び課題に対する技術提案が必要であるため、公募型プロポーザル方式による募集を行うものである。

2 委託業務の名称・期間・予算

(1) 委託業務名

洛水中学校区小中一貫教育校施設整備工事設計業務委託
ただし、建築及び設備工事基本設計・実施設計業務委託

(2) 履行期間

契約の日の翌日から令和10年6月30日まで

(3) 概算予定価格

231,800千円（ただし、消費税及び地方消費税を含まない。）

3 参加資格

本公募に参加を希望する者は、令和8年3月3日（公募開始日の前日）時点で、以下の要件の全てを満たしている必要がある。また、本公募は単体企業に加え、共同企業体の参加も認める。

(1) 本公募に参加しようとする者（共同企業体である場合はその代表者及び構成員）は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っている建築士事務所であること。

(2) 本公募に参加しようとする者は、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿（京都市競争入札参加有資格者名簿（測量・設計等）における登録種目が建築設計であるもの）に登録されている単独企業であること。

共同企業体である場合は、以下の要件を全て満たすこと。

- ・ 代表者は、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿（京都市競争入札参加有資格者名簿（測量・設計等）における登録種目が建築設計であるもの）に登録されている単独企業であること。
- ・ 構成員は、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿（京都市競争入札参加有資格者名簿（測量・設計等）における登録種目が建築設計又は設備設計であるもの）に登録されている単独企業であること。

- (3) 本公募に参加しようとする者（共同企業体である場合はその代表者及び構成員）は、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項に規定する競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 配置予定の管理技術者は、自社（共同企業体である場合はその代表者）の社員^{※1}で、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格取得後5年以上の建築設計の実務経験^{※2}を有すること。ただし、管理技術者は、設計担当主任技術者を兼ねることができない。
- (5) 配置予定の設計担当主任技術者は、自社（共同企業体である場合はその代表者）の社員^{※1}で、次のいずれかに該当すること。
- ア 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格取得後2年以上の建築設計の実務経験^{※2}を有すること。
- イ 建築士法第2条第3項に規定する二級建築士の資格取得後7年以上の建築設計の実務経験^{※2}を有すること。
- ウ 大学又は専門学校（建築に関する専門課程）卒業後、9年以上の建築設計の実務経験^{※2}を有すること。
- ※1 自社の社員とは、正規雇用の職員（正社員）とする。アルバイト、パート、契約社員、派遣社員等は除く。
- ※2 実務経験の年数は、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。一般事務等とは、建築設計との関連が少なく建築設計に関する知識及び技能の必要性が少ない業務（単なる写図、設計補助等）、建築に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等を指す。

4 応募の方法等

(1) 参加表明書

ア 様式・作成要領

様式は、京都市情報館の都市計画局のホームページ（下記URL参照）にある新着情報『洛水中学校区小中一貫教育校施設整備工事設計業務委託に係る公募型プロポーザルについて』からダウンロードし、A4判の帳票として印刷のうえ使用すること。また、作成にあたっては、同ホームページに掲載の「洛水中学校区小中一貫教育校施設整備工事設計業務委託に係る公募型プロポーザル技術提案書等の作成に関する説明書」のとおりとすること。

なお、共同企業体の場合は名称を「洛水中学校区小中一貫教育校施設整備工事〇〇・××設計共同企業体」とすること。（〇〇及び××には構成員の企業名の略称を入れることとし、3者以上の場合は随時追加すること。）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000350337.html>

イ 提出方法・部数

原本：1部提出（2穴A4判タテ型片面印刷）

※ 持参、郵送又は信書便（当日消印有効）

副本：原本をPDF形式に変換し、電子メールで送信

※ 着信確認のため、電子メール送信後、送信当日の午後5時までに、必ず巻末の公募に関する質疑・資料提出先まで架電すること。なお、架電されなかった場合、未提出とみなす場合があるので注意すること。

ウ 添付資料

次の(ア)～(ウ)に掲げる資料を様式と併せて各1部ずつ添付すること。

- (ア) 参加様式 2 に記載した本店所在地を証明し得る資料（写し）
- (イ) 参加様式 2 に記載した管理技術者及び設計担当主任技術者の資格を証明し得る資料
- (ウ) 協定書（共同企業体の場合のみ提出） 協定書様式

エ 提出先

巻末の公募に関する質疑・資料提出先

(2) 技術提案書

ア 様式・作成要領

4(1)アと同じ。ただし、技術様式 8 は、A 3 判の帳票として印刷のうえ使用すること。

イ 提出方法・部数

4(1)イと同じ。ただし、技術様式 8 の原本は、2 穴 A 3 判ヨコ型片面印刷で提出すること。

ウ 添付資料

(ア) 一次審査

次の a～d に掲げる資料を様式と併せて各 1 部ずつ添付すること。各資料は必要部分を抜粋の上、要件を証明する箇所にマーキング等を行ってください。

(技術提案書に記載した事項の全てを証明し得ること。)

- a 技術様式 2 に記載した損害賠償保険加入を証明し得る資料（写し）
- b 技術様式 3 ①に記載した管理技術者及び技術様式 4 ①に記載した設計担当主任技術者の実績を証明し得る資料（写し）
 - ・ 契約書、委託仕様書、TECRIS 業務カルテ、設計図書等のうち、施設の用途や規模、当該設計業務の完了年度等の全ての要件を証明し得る資料
 - ・ 管理技術者及び設計担当主任技術者が同種業務に従事した事実を証明し得る資料（各種書類に氏名・役割が明記されている等）
- c 技術様式 3 ②に記載した管理技術者及び技術様式 4 ②に記載した設計担当主任技術者の実績を証明し得る資料（写し）
 - ・ 管理技術者及び設計担当主任技術者が従事した建築基準法に基づく建築物の仮使用を含む設計業務を証明し得る資料（設計図書、契約書、仕様書等）又は仮使用認定を受けた事実を証明し得る資料（仮使用認定申請書及び仮使用認定通知書）
 - ※ 従事したことを証明し得る資料を添付してください。
 - ※ 業務名、業務内容、履行期間、用途の全ての要件を証明してください。
- d 技術様式 3 ③に記載した管理技術者及び技術様式 4 ③に記載した設計担当主任技術者の C P D の取得状況について証明団体が発行する実績証明書

(イ) 二次審査

添付資料なし。（様式のみ。）

エ 提出先

巻末の公募に関する質疑・資料提出先

(3) 基本計画説明書の配布について

本公募の参加に当たっては、「洛水中学校区小中一貫教育校施設整備事業 基本計画説明書」（以下、「基本計画説明書」という。）を熟読すること。基本計画説明書の配布は、以下のとおり行う。

ア 受付期間

令和 8 年 3 月 4 日（水）（公募開始日）から令和 8 年 4 月 1 5 日（水）午後 5 時（参加表明書の提出期限）まで

イ 配布の流れ

- ・ 配布を希望する者は、メールにて公開希望を申し出ること。また、メール送付後、速やかに到達の確認（架電）をすること。メールアドレス及び架電先は、巻末の公募に関する質疑・資料提出先を参照すること。
- ・ 受付確認ができた者に対して、受信から3営業日程度以内に基本計画説明書のデータ（PDF）を本市からメールで送付する。

＜メール送付時の注意事項＞

- ・ メールタイトルは、「洛水中学校区小中一貫教育校施設整備工事設計業務委託に係る公募型プロポーザルの基本計画説明書の公開について」とすること。
- ・ メール本文には、公開希望者名（法人又は団体の場合は、その名称）を記載すること。

5 提出期限

- (1) **参加表明書 参加様式1から参加様式3・添付資料**
令和8年4月15日（水）午後5時までとする。
- (2) **技術提案書 技術様式1から技術様式6・添付資料**
令和8年4月15日（水）午後5時までとする。
- (3) **技術提案書 技術様式7及び技術様式8**
令和8年5月13日（水）午後5時までとする。
ただし、第一次審査（書面審査）を通過した者が提出するものとする。

6 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、以下のとおり通知する。

- (1) **通知（発送）予定日**
令和8年4月17日（金）の発送を予定している。
- (2) **通知方法**
書面による。

7 受託候補者の選定・審査等

(1) 選定

「京都市都市計画局設計業務受託候補者選定要綱」に基づく設計業務受託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が、同要綱及び本公募における「評価要領」に基づく公正な審査を行って受託候補者を選定する。

なお、本公募への参加を希望する者が提出する参加表明書に基づき、参加資格を有すると認められた者（以下、「参加有資格者」という。）を対象に選定を行う。

	選定方法	備考
一次 審査	選定委員会において、各委員の書類審査結果を基に審議	評価項目ごとに各委員の評価点を平均し、当該平均値を合計して参加有資格者の評価点を算出。評価点の高い者から順に6者以内で第二次審査に進む対象者を選定
二次 審査	選定委員会において、第二次審査対象者からのヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）内容を基に審議	第一次審査と第二次審査の総合評価点により、第1順位の優先交渉権者と、次点として第2順位及び第3順位の優先交渉権者を選定

※ 参加資格者が1者であった場合も、受託候補者として選定するかについて審査を行う。

※ 第一次審査（書面審査）の総合評価点が42点以下の者は、受託候補者として選定しない。ただし、選定委員会が認めた場合は、この限りではない。

※ 第一次審査の評価点が同点の者がいて、その同点の者を加えることで6者を超える場合は、当該同点の者は全員選定しない。

※ 総合評価点が同点の者が2者以上いる場合は、選定委員会が審議して選定する。

(2) 審査

選定委員会の各委員が、評価要領に基づき配点を行う。

(3) 結果の通知等

ア 第一次審査の結果及び受託候補者の選定結果は、各々理由を付して、当該審査を受けた者全員に、書面を郵送して通知する。なお、第一次審査結果の通知は、令和8年4月28日（火）頃の発送を予定している。

イ 第二次審査実施の順番（事務局にて厳正に抽選のうえ決定する。）を含めた詳細については、第二次審査に進む対象者に第一次審査結果の通知と併せて通知する。

(4) 二次審査の出席者

第二次審査には、参加表明書に記載の管理技術者及び設計担当主任技術者が出席するものとする。

また、管理技術者及び設計担当主任技術者に加え、設計担当技術者（建築設計担当技術者、電気設計担当技術者又は機械設計担当技術者）3名まで出席することができるものとする。

(5) 選定結果の公表

受託候補者を選定後、受託候補者を選定した日、第二次審査を受けた者の名、受託候補者名、選定の理由及び評価点等を公表する。ただし、評価点については、第二次審査を受けた者の名等を伏せて公表する。

(6) 受託候補者との契約

受託候補者の選定後、受託候補者と本市が委託契約の締結に向けた交渉を行ったうえで、随意契約の手続きに進む。交渉が整わない場合は、次点に選定された者と本市が交渉を行う。この場合にあっては、次点2者のうち評価の高かった第2優先順位の者との交渉を優先する。

8 参加資格の取消等

参加有資格者が次のいずれかに該当すると認められる場合、本公募の参加資格の取消し、又は審査若しくは配点を行わないものとする。なお、参加資格を取消す場合は、電子メールにて通知する。

- (1) 受託候補者を選定する日時までに、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる一般競争入札参加者の資格を喪失した場合。
- (2) 受託候補者を選定する日時までに、参加資格を喪失した場合。
- (3) 技術提案書を期限までに提出しない場合。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があると認められる場合。
- (5) 技術提案書に記載した管理技術者及び設計担当主任技術者が変更になる場合、又は当該業務に従事できなくなった場合。ただし、止むを得ない事情があるものとして選定委員会が認める場合は、この限りではない。
- (6) 技術提案書に記載された見積金額が、2(3)の概算予定価格を超えた場合。
- (7) 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (8) 再委託等（主たる業務部分を再委託等する場合を除く。）を予定している協力事務所（応募者と同一組織でない事務所であり、専門分野において技術の提供等を行う事務所）、又は共同企業体を構成する代表者及び構成員が、本公募の他の応募者（他の応募者が共同企業体である場合は、その代表者及び構成員）であると認められる場合。
- (9) 共同企業体を構成して参加する場合にあっては、次のいずれかに該当すると認められる場合。
 - ア 共同企業体の協定書が、本公募で指定する様式に基づかない場合。
 - イ 構成員において決定された代表者が、共同企業体の協定書において明らかではない場合。
 - ウ 代表者が、全体の意思決定、管理運営等に責任を持って遂行していないと認められる場合。

9 不服申し立て

「参加資格の有無に関する通知」「第一次審査結果の通知」「受託候補者選定結果の通知」に関する不服申し立ては以下のとおりとする。

- (1) 通知を受けた者は、当該通知をした日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に、当該通知に関する詳細な説明を書面により求めることができる。
- (2) 前項の書面は、京都市長宛てにA4判で作成するものとし、説明を求める者の名称、代表者名、主たる事務所の所在地、連絡先、担当者名、当該通知に対して詳細な説明を求める旨を記載し、巻末の公募に関する質疑・資料提出先まで持参、郵送又は信書便（必着）にて提出すること。
- (3) 詳細な説明を求められた場合には、書面を受領した日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に、説明を求めた者に対し、回答を書面にて発送する。

10 技術提案書の提供

提出された技術提案書のうち、受託候補者の技術提案書については、選定結果公表後の一定の期間、希望する者に対し提供する。提供希望を電子メールで受け付け、技術提案書のPDFデータを電子メールでの送付により提供する。

なお、受付の期間等については、選定結果と併せて公表する。

1.1 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出書類の作成に必要な費用は参加者の負担とする。
- (3) 提出期限後における不備書類の追加提出や提出書類の再提出、差し替え及び訂正は認めない。
- (4) 提出書類は、必要に応じて複製することがある。
- (5) 技術提案書の提出後、本市の判断により補足資料等の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類は、その写しを含め、本市において本公募以外には使用しない。
- (7) 提出書類は、京都市情報公開条例第6条第1項に規定する請求書が提出された場合には、個人情報等の非公開情報を除いて請求者に公開することがある。

1.2 その他

- (1) 委託契約は、本市行財政局管財契約部契約課が作成する業務委託契約書（建築設計業務用）により締結する。業務委託契約書は、本市行財政局管財契約部契約課のホームページに掲載している。
(URL : <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>)
- (2) 委託仕様書は、契約交渉の段階で若干の修正を行う場合がある。
- (3) 契約後において、提出書類に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は契約を取り消すことがある。
- (4) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1.3 スケジュール

公募開始	令和8年3月4日(水)
質疑の提出期限	令和8年3月19日(木) 午後5時まで
質疑に対する回答	令和8年3月27日(金) HPに掲載【予定】
参加表明書、技術提案書（技術様式1から技術様式6まで）の提出期限	令和8年4月15日(水) 午後5時まで
参加資格確認結果の通知	令和8年4月17日(金) 発送【予定】
第一次審査（書面審査）	令和8年4月23日(木)【予定】
第一次審査結果の通知（技術提案の要請）	令和8年4月28日(火) 発送【予定】
技術提案書（技術様式7及び技術様式8）の提出期限	令和8年5月13日(水) 午後5時まで
第二次審査（ヒアリング審査）	令和8年5月22日(金)【予定】
受託候補者選定結果の通知	令和8年5月27日(水) 発送【予定】

1.4 予算不成立の場合の無効

本件に係る令和8年度予算が成立しないときは、契約しないものとする。この場合において、本件のために行った準備行為等に係る経費が既に発生していても、その費用を本市に請求することはできない。また、本市が契約を締結しなかったために生じた損害の賠償についても、本市に請求することはできない。

15 本公募に関する質疑

(1) 質疑方法

ア 13に記載の期限までに、質疑に関する電子文書を電子メールで送信すること。なお、着信確認のため、電子メール送信後、送信当日の午後5時までに、必ず巻末の公募に関する質疑・資料提出先まで架電すること。なお、架電されなかった場合、未提出とみなす場合があるので注意すること。

イ 質疑に関する電子文書は、京都市長宛てにA4判で作成するものとし、質疑者の名称、代表者名、主たる事務所の所在地、連絡先、担当者名、応募業務名、質疑の内容を記載すること。

(2) 質疑に対する回答方法

13に記載の日に、4(1)アのホームページに質疑内容及び回答を掲載する。(質疑がある場合のみ。)

公募に関する質疑・資料提出先

京都市都市計画局都市企画部都市総務課技術担当(担当:坂本、藤川)

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地(分庁舎2階9番窓口)

電話 075-222-3641 FAX 075-222-3689

mail toshisomu@city.kyoto.lg.jp